

いかなる場合に外国国家が日本の民事裁判権に服するかが争われた事件

事案の概要

原告：日本の商社

被告：外国国家

外国国家の代理人と名乗る外国会社が外国国家を代理して、原告（日本の貿易会社）よりコンピューターを購入した等として、原告が当該外国国家に支払いを求めた事案。外国国家は、絶対的主権免除と、国際裁判管轄の欠缺を根拠に本案前の抗弁として却下を求めた。第一審は欠席判決、控訴審においては外国国家の主張を容れ、主権免除により訴えが却下されたが、最高裁において大審院の判例を変更し、「私法的ないし業務管理的な行為」等について原則として主権免除を否定する制限的主権免除を適用した上で、本件を高裁に差戻した。

差戻審は、外国国家が原告からのコンピューターの購入等をしたとすれば、その行為は「私法的ないし業務管理的な行為」に該当するとした。しかし、本件では、外国国家から外国会社への代理権の授与の事実も、外国国家による外国会社の無権代理行為の追認の事実も認められないので、外国国家の「私法的ないし業務管理的な行為」がなく、外国国家は我が国の民事裁判権から免除されるとして、訴えは不適法として却下した。

その後原告は最高裁に対し上告及び上告受理の申立を行ったが、上告棄却、上告不受理の決定がなされ終結した。

（当事務所は外国国家を差戻し前控訴審から代理）

本件が掲載されている判例集・雑誌等

最高裁判所民事判例集60巻6号2542頁

最高裁判所裁判集民事220号903頁

裁判所時報1416号8頁

判例時報1954号27頁

判例タイムズ1228号119頁

金融・商事判例1259号56頁